

監査委員公表第4号
令和6（2024）年 2月8日

先に実施した定期監査について、監査の結果報告に基づき措置を講じた旨の通知が市長等からありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土田 茂博

柏崎市監査委員 内山 万寿男

柏崎市監査委員 星野 正仁

定期監査結果に基づく措置

令和6(2024)年1月25日監査委員公表 第2号 結果報告分

被監査部課

都市整備部

建築住宅課

1 税外収入金の徴収事務

監査対象	(1) 行政財産目的外使用料 (12件)
指摘事項	納入通知書の発行遅延により、納期限が規定どおりでない。(3件)
措置状況	土地の目的外使用料(行政財産)について、年度当初に発送すべき納入通知書の発送を失念したことが原因でした。 今後は、発送漏れ防止のため、複数の職員での確認を徹底するよう指導いたしました。

2 財産収入事務

監査対象	財産貸付収入事務(土地貸付収入) (6件)
指摘事項	納入通知書の発行遅延により、納期限が規定どおりでない。(1件)
措置状況	土地の貸付料(普通財産)について、年度当初に発送すべき納入通知書の発送を失念したことが原因でした。 今後は、発送漏れ防止のため、複数の職員での確認を徹底するよう指導いたしました。